

陳情文書表（平成28年9月2日定例会提出）

陳情第34号

中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため日本政府の正義の行動を求める意見書に係る陳情

平成28年8月23日受理

陳情者



NPO法人 日本法輪大法学会 関西事務局
代表 大西 智之

【陳情理由】

中国の伝統的な気功修練法・法輪功（ファルンゴン）は、心の修養を重んじ、道徳心の向上を求めることから、個人の健康だけでなく、社会風紀の改善にもよい作用をもたらしており、1998年には、中国公安部の統計で中国国内だけで7千万から1億人の愛好者がいました。法輪功は組織性も政治的活動もなく、全くの個人修練ですが、当時の共産党員数を上回る愛好者の数に恐れを感じた江沢民元国家主席は、1999年7月、法輪功に対して不当な大弾圧を発動しました。

以来、数十万人の法輪功愛好者が違法監禁、強制労働、残酷な拷問、性的暴行等、ありとあらゆる迫害を受けています。

中でも最も残酷な迫害は、生きている人間から臓器を強制摘出し売買することで、その主たる対象が法輪功愛好者です。その実態は、カナダの元国会議員と人権弁護士が、詳細な調査を経て2006年にカナダ政府に提出した報告書によって明らかとなり、その後の調査で、臓器の強制摘出が中国国内で今なお行われていることが判明しています。

中国共産党政府によるこれらの悪行は、決して容認することのできない深刻な人権犯罪であり、米国、欧州議会等海外諸国ではそれを強く非難する議案が可決されており、我が国も一刻も早く正義の行動を起こすことが求められています。

また、日本国民を中国共産党政府の人権犯罪の共犯者にさせないために、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すべきです。

さらには、駐日中国大使館の公式ホームページに法輪功を誹謗中傷する文章を掲載するなど、駐日中国公館による法輪功に対する誹謗中傷・妨害がここ日本において公然と行われており、このような行為は決して許されるものではありません。

以上の実情から、次の事項を陳情いたします。

【陳情事項】

1. 次のA、B、C各号の実現のため、貴議会から日本国政府並びに関係機関に意見書を提出していただきたく、ここに要請いたします。

(A) 中国共産党政府による法輪功愛好者に対する身体拘束と拷問並びに法輪功愛好者及びその他の良心の囚人からの臓器強制摘出を公に非難するとともに、即時停止するよう中国政

府に求める。

(B) 日本国民を中国共産党政府の人権犯罪の共犯者にさせないために、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すべく、必要な法整備を行う。

(C) 日本国内において、駐日中国公館による法輪功に対する誹謗中傷・妨害を即時停止するよう、駐日中国公館並びに中国政府に求める。

本件の特殊性から、意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国家公安委員長、警察庁長官に提出していただきますよう、お願いいたします。

2. 本件は極めて深刻かつ複雑であることから、ぜひとも貴議会にお伺いし、議長並びに議員の皆様に御説明させていただきたく、ここに要請いたします。

以上